

男女共同参画の取組に関する確認について

男女共同参画の取組について、本市で確認し、広島市男女共同参画推進事業所表彰に相当する団体であると認められる団体については、評価基準の「イ 加点減点項目・配点」のうち「男女共同参画・子育て支援の推進」の項目に規定する「広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合」に該当するものとして取り扱います。

この確認を希望される団体は、下記のとおり書類を提出してください。

1 対象団体

次のいずれかの取組を行っている団体（ただし、過去に広島市男女共同参画推進事業所表彰を受けている団体は除く。）

- (1) 従業員に対して、仕事と家庭・地域活動等の両立の支援を行っている。
 - ①育児・介護休業制度が整備・活用されている。（男性の育休取得奨励など）
 - ②仕事と地域活動の両立ができる制度が整備・活用されている。
 - ③その他、柔軟な働き方ができる制度が整備・活用されている。 など
- (2) 女性の能力発揮、職域拡大などに積極的に取り組んでいる。
 - ①女性の管理職を積極的に登用している。
 - ②女性の職域拡大に積極的に取り組んでいる。
 - ③女性の再就職を積極的に支援し又は受け入れている。
 - ④その他女性の活躍推進に積極的に取り組んでいる。 など
- (3) その他、男女共同参画に向けた特色のある取組を進めている。
 - ①男女共同参画推進に関する研修等について積極的に実施又は参加している。
 - ②事業所等の宣伝媒体（コマーシャル、チラシ等）、社内広報等で男女共同参画の視点を取り入れている。 など

2 提出書類（1部）

- (1) 申出書（様式11）
- (2) 調査票（様式12）

3 提出書類の受付期間及び提出場所

- (1) 受付期間
平成28年7月25日から平成28年8月1日 午後5時まで
- (2) 提出場所
都市整備局緑化推進部緑政課 広島市役所本庁舎6階
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- (3) 提出方法
持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）
※電子メール、FAXでの受付はしません。
※指定に係る申請書の受付期間と異なっているため、ご注意ください。
※ジョイント方式により構成された団体については構成員団体ごとに提出すること
（ただし、過去に広島市男女共同参画推進事業所表彰を受けている団体は除く。）